

令和2年4月17日
特別支援教育課指導係
内線：4656

「群馬県立特別支援学校（高等部）教育課程編成基準」の全部の改正について

（１）改正内容

「群馬県立特別支援学校（高等部）教育課程編成基準」の全部の改正をする。

（２）改正の理由

- ① 特別支援学校高等部学習指導要領の全部の改正に伴い、改正をするものである。
- ② 聾学校高等部専攻科の廃科に伴い文言の削除、加筆するものである。

（３）改正の概要等

- ① 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更した。
- ② 「道徳」を「特別の教科 道徳」に変更した。
- ③ 群馬県立特別支援学校（高等部）編成基準の別表「専門教育に関する教科・科目の標準単位数」及び「群馬県立特別支援学校（高等部）教育課程編成基準 別表」において、群馬県教育委員会が定めた教科・科目名、標準単位数を示す。
- ④ 盲学校専攻科保健理療科の「保健理療情報活用」を「保健理療情報」に変更した。
- ⑤ 盲学校専攻科理療科の「理療情報活用」を「理療情報」に変更した。
- ⑥ 聾学校高等部理容科及び専攻科（理容科）に関する文言を削除した。
- ⑦ 聾学校情報デザイン科「情報技術基礎」を「工業技術基礎」に変更するとともに、「デザイン実践」を追加した。
- ⑧ 聾学校情報デザイン科「表現メディアの編集と表現」を削除した。
- ⑨ 改正後の基準は、令和4年度以降に入学した生徒に関わる教育課程の編成から、学年進行をもって適用する。